

改善報告書

令和5年7月27日

1. 大学名：神戸常盤大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学則第53条第1項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学校教育法第93条第2項第3号に基づき、学長が定め、周知するよう改善を要する。

○学則第60条に規定する学生の懲戒処分に関する手続きについては、学校教育法施行規則第26条第5項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

○学則第53条第1項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学校教育法第93条第2項第3号に基づき、「学則第53条第1項第3号に係る学長が定めるもの」として学長が定め、令和4年3月22日に開催された教授会において学長より説明がなされ、周知した。また、関係規程として教授会規程を改定した。

○学則第60条に規定する学生の懲戒処分に関する手続きについては、令和4年2月11日開催の運営委員会において審議され、神戸常盤大学学生懲戒規程が制定された。令和4年4月1日より運用している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・令和3年度 第22回 教授会議事録
- ・令和3年度 第22回 教授会資料「学則第53条第1項第3号に係る学長が定めるものについて」
- ・令和3年度 第10回 運営委員会 議事次第
- ・神戸常盤大学教授会規程
- ・令和3年度 第9回 運営委員会 議事次第
- ・神戸常盤大学 学生懲戒規程

改善報告書

令和5年7月27日

1. 大学名：神戸常盤大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○現在就任している監事の選任手続きにおいて、寄附行為第7条に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」とあるが、平成30(2018)年度第5回理事会において候補者を選出していない点について改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3 について

○平成30(2018)年度第5回理事会において候補者を選出していない点については、学校法人の信用を毀損しかねない誤りとして重く受け止めております。以後、このような誤りを生じさせないように、「理事会および評議員会開催に伴うチェックシート」を作成し、再発防止体制の強化を図りました。また、理事および監事の選任について同様の誤りがないか確認しましたが、ご指摘いただきました1点であったことを申し添えます。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3 の資料

- ・理事会および評議員会開催に伴うチェックシート

改善報告書

令和5年7月27日

1. 大学名：神戸常盤大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○教授会での意見聴取、学生の懲戒に関する規則、監事の選任手続きなど適切な大学運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6-3 について

○改善報告書の基準項目 4-1 及び 5-3 においてそれぞれ報告している通り、ご指摘いただきました改善を要する事項について改善を図りました。以後、同様の誤りが発生することがないように自己点検を行い、不断の努力をまいります。

5. エビデンス（根拠資料）一覧